附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十一号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四第一項、第十条の五の三第一項、第十条の五の五第一項、第十条の五の六第四項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第三項及び第六項並びに第四十二条の十二の七第三項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第一項及び第二項第二号並びに第二十七条の十二の七第一項及び第二項の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十を削り、第五条の九を第五条の十とし、第五条の八の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の九　法第十条の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十一第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の五の三第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十二の二第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五の五第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十二の四を第五条の十二の五とし、第五条の十二の三を第五条の十二の四とし、第五条の十二の二の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の三　施行令第五条の六の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第五条の六の六第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画とする。

3　法第十条の五の六第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する初日の属する年から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年について、産業競争力強化法施行規則第十一条の二十二の主務大臣から同項の認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同条に規定する適合証明書（当該各年の十二月三十一日が当該認定国際経済事情激変事業適応計画の実施期間内の日である旨の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受け、かつ、その交付を受けた適合証明書を保存している場合とする。

第二十条の六の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の六の二　法第四十二条の十一の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第二十条の九第三項中「第五項第二号ロ」を「第六項第二号ロ」に改め、同条第四項中「次項第二号ロ」を「第六項第二号ロ」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の十二の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第二十条の十の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「いう。）に」を「いう。以下この項において同じ。）に」に、「金額の」を「金額（当該特定商品生産用資産等に該当する法第四十二条の十二の七第一項に規定する特定機械装置等で同項（同項の規定に係る法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定を含む。）又は法第四十二条の十二の七第二項の規定の適用を受けたものの取得価額に相当する金額を除く。）の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「いう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「金額の」を「金額（当該半導体生産用資産等に該当する法第四十二条の十二の七第一項に規定する特定機械装置等で同項（同項の規定に係る法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定を含む。）又は法第四十二条の十二の七第二項の規定の適用を受けたものの取得価額に相当する金額を除く。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「。第三項」を「。第四項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十二の六第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

公安調査庁	一、八四九人
合計	五六、〇八六人

公安調査庁	一、八四九人
合計	五五、八六〇人